

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第27回）

議事録

日時：令和2年9月8日（火曜日）13時00分～14時40分

場所：Web会議

議題

1. 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の結果について
2. 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について
3. 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する課税期間の延長に関する調査の開始について
4. アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会の開催状況について

議事内容

○川瀬小委員長　それでは、定刻を若干過ぎておりますので、ただいまより第27回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。

最初に定足数の確認をしておきますが、本日は臨時委員12名のうち現時点で11人の御出席が確認できておりますので、定足数を満たしているということを報告いたします。

それでは、まず、事務局を代表いたしまして、風木貿易管理部長から一言御挨拶をいただきます。

○風木貿易管理部長　川瀬小委員長、どうもありがとうございます。本日は、委員長はじめ委員の方々、御多忙の中参加いただきまして、大変ありがとうございます。日頃から経済産業行政、とりわけ貿易関係については大変お世話になっております。ありがとうございます。

私自身は7月に貿易管理部長を拝命いたしましたが、とりわけタイトルにあります特殊貿易措置、貿易救済措置の分野につきましては、WTOのドーハ・ラウンドが2001年から始まり、その際に交渉官を仰せつかっておりましたので、WTOのジュネーブや通商機構

部で長年ルールメイキングに携わって参りました。また、委員会に参加して措置の監視も経験があり、残念ながらドーハ・ラウンドは漂流している状態ではありますが、アンチダンピングについてWTOでは紛争処理でかなりルールが明確化される流れができて、そちらにもエンゲージしてまいりました。

貿易管理部では発動側・執行側として関与することになりましたので、非常に感慨深いところがあります。ここ数年、貿易管理部は非常にアクティブに貿易救済措置の活用を行っており、特に製造産業、素材産業、鉄鋼、化学品関係は非常にニーズがあります。古い時代には、経済産業省は措置について慎重な立場を取っていた時期もありましたが、これはWTOルールで認められたものであり、WTOルールに基づいてしっかり発動する、不公正貿易に対応するものであれば、当然活用すべきという立場を昨今は明確にしております。したがって、毎年、案件を先生方、専門家の方々に御相談する形まで持ってこられたということでもあります。委員の皆様は、これまで長年関与いただいている方々が多く、大変感謝しております。今後もこの分野をぜひ伸ばしていきたいと思っています。

御案内のとおり、米中対立の中でも様々な措置が出ている中で、貿易救済措置の経験が相当ベースになっているということかと思います。米国法232条や301条など、一方的措置もあります。一方で、そのベースにあるのが貿易救済措置をどう活用していくかということだと思ひ、その応用で、各国発動側に立つこともあれば防御側に回ることもあるわけですが、極めて重要な分野だということでもあります。

特に今年はコロナウイルスの流行で国境措置なども懸念される一方で、いち早く回復している国もあり、鉄鋼分野で起きたような過剰供給問題なども懸念されることです。ますます貿易救済措置に対するニーズが高まるのが想定されますし、各国が発動している中で、レベル・プレイング・フィールドを考えたとき、なぜ日本も発動できないのかという話にもなります。更には、アンチダンピングのみならず、補助金相殺等の他の措置も十分考えていったらいいのではないかと考えております。

これまで過去7件日本はアンチダンピング課税の発動に至っていて、今日新たに1件の調査の結果、それから1件の新規調査の開始、それから1件の延長、計3件御報告させていただくところでございます。今後も各案件のご審議の結果、ご意見、あるいはこれまでの経験を生かしてしっかりやっていきたいと思っています。

昨年の小委員会でご指摘をいただきましたアンチダンピングの共同申請に係る独禁法への抵触のリスクの問題につきまして、非常に産業界のニーズがあることが分かりまして、

現在、アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会を開催しております。本日まで出席の川瀬小委員長に座長になっていただきまして、それから服部委員を含む通商法、競争法の専門家の方々で集中的にご議論いただいております。こちらの検討状況についても後ほど事務局から報告させていただきます。これも産構審の小委員会で議論したのがきっかけですので、しっかり成果を出せればと思っています。ぜひ先生方も関心を持って見ていただければと思います。

以上、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

1. 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の結果について

○川瀬小委員長 風木部長、どうもありがとうございました。それでは、早速議題に入らせていただきますが、最初に、中華人民共和国産のトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査結果をまず取り上げたいと思います。

本日の議事録は公開を前提としておりますので、その旨併せてご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、本件について、事務局、平林室長と素材産業課の小林企画調査官からそれぞれお願いいたします。

○平林特殊関税等調査室長 では、小林企画官から、まず、資料1—1、トリス（クロロプロピル）ホスフェート産業の現状について御説明させていただければと思います。

○小林企画調査官 業界を所管する立場であります経済産業省素材産業課企画調査官の小林と申します。私からは、TCP P、トリス（クロロプロピル）ホスフェートという物質について御説明申し上げます。

TCP Pは、無色から淡黄色透明の液体でございまして、リン系の難燃剤として使用されております。具体的には、建築用のウレタン断熱ボードを製造する際に難燃剤として添加するほか、現場の施工の吹きつけ発泡ウレタンに難燃剤として添加するもので、建築現場で広く使われております。建築以外にも、自動車、電気、電子用ウレタン系素材の部品などに添加する難燃剤として使用されております。

そもそも難燃剤とは、通常は石油由来で燃えやすいプラスチックに添加することで、そのプラスチックを燃えにくくするためのものがございます。住宅建材をはじめ、自動車、

家電、家具と、プラスチックの用途は幅広いですが、これらの分野で耐火基準を担保するためにも、難燃剤は不可欠な素材でございます。難燃剤は、その構成成分に応じて、リン系、臭素ハロゲン系、無機系などに区分できます。世界的にはハロゲン系は規制傾向にありまして、本物質をはじめとしたリン系難燃剤の重要性は高まっております。

次に、TCPの製法について御説明申し上げます。TCPは、まず、黄リンに塩素を反応させて酸塩化リンとした後に、酸素と反応させてオキシ塩化リンといたします。これを原材料として、オキシ塩化リンと酸化プロピレンを一定条件下で反応させることでTCPとなります。

我が国では、申請者である大八化学工業が国内唯一のTCPの生産者となっております。このTCPの生産にとってキーポイントとなるのが黄リンです。

黄リンの生産には多量の電気が必要になりまして、現状、生産国は主に中国、アメリカ、ベトナム、カザフスタンの4か国に限られております。特に中国は最大の生産、需要を占めているなど、圧倒的な優位性を持っております。

このような背景の中、TCPを含むリン系の難燃剤の市場は、世界的にも価格優位性を持つ中国系による寡占が進んでおりまして、我が国でTCPを生産するのは大八化学ただ1社となっております。仮に中国による不当廉売により国産TCPがなくなれば、住宅、自動車等の生産に不可欠であるTCPが中国にのみ依存することとなることが懸念され、サプライチェーン上のリスクを有することにもなりかねません。実際に中国産の安価なTCPにより、申請者である大八化学工業は原価割れで生産を余儀なくされていることから、幅広く産業用途に不可欠なリン系難燃剤の国内生産へのこれ以上の悪影響を防ぐためにも、確定措置の発動による保護の必要があるものと考えております。

以上でございます。

○平林特殊関税等調査室長　ありがとうございます。では、続きまして、調査の概要について、特殊関税等調査室の平林から御説明させていただきたいと思っております。

まず、調査の概要等についてです。

調査対象貨物につきましては、今、小林企画調査官から御説明があったとおりでございます。今回の調査の期間でございますが、平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間をダンピング輸入の事実に関する調査の期間としております。また、実質的な損害等の事実ということで、こちらは平成26年4月1日から5年間ということで、その間の調査をしているところでございます。

不当廉売関税の課税要件でございます。ここは、ダンピング輸入の事実が認められるということ、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められるということ、本邦の産業を保護する必要があると認められることが要件となっております。

調査の経緯でございますが、昨年8月5日に申請者である大八化学工業から課税の求めがございました。9月26日に調査を開始したところでございます。その後、調査の過程を経て、今年5月25日に仮決定いたしております。その後、外為審の特殊関税部会での審議を踏まえまして、6月27日より暫定関税を課しているところでございます。

この仮決定の後、利害関係者に対して意見の表明等の手続を踏まえて、重要事実の開示につきましては7月15日に行っております。また、その後、仮決定同様に、重要事実に対する利害関係者による意見の表明ということで手続を踏んでおりまして、本日の午前中、関税・外国為替等審議会、外為審の特殊関税部会において、本件に対する答申が行われたところでございます。

ダンピング、不当廉売された貨物の輸入の事実につきまして、正常価格については、対象国が中国でしたので、市場経済の条件が浸透しているか否かの事実を確認したところですが、供給者からその旨の事実が確認できなかったため、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報を用いて正常価格を算出しております。

輸出価格について、こちらも中国の供給者から回答はなく、我々が知り得た事実として、輸入者に対して送付した質問状の回答から輸出価格を算出しております。その結果、40.73%の不当廉売差額率を算出しております。

続きまして、実質的な損害等の事実でございます。

まず、Dの欄の中国産品の市場占拠率から御覧いただきたいのですが、支配的な水準を中国産の貨物が占めていたというところを示しています。

また、Gの欄の価格比は、国産品を分母に、中国産を分子に置いて比較したものでございますが、国産品を常に下回る価格で輸入されていたという事実を確認しております。

本邦産業への影響について、Eの欄は国産品の価格でございます。国産品の販売先を維持、確保すべく、価格の引下げ、引上げの抑制を行ってきたということを表している欄でございます。

Jの欄は営業利益が著しく減少したところで、本邦産業への影響の事実を確認しております。

因果関係は、中国以外の国からの影響についても特に認められなかったことで、中国産品

との因果関係が認められたという結果に至っております。

続きまして、本邦産業保護の必要性についてです。ダンピングの事実については先ほど確認したとおりです。加えて、実質的な損害等の事実についても確認させていただきました。不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を特に否定する事実が調査の中から確認できませんでした。よって、不当廉売関税を課す必要性が認められたところでございます。

以上のとおり課税要件を満たしていることで、不当廉売関税を課することが適当であると当局として判断をいたしましたところ です。先ほど申し上げましたとおり、午前中に外為審で不当廉売関税を課すことが適当であるといった旨の答申がなされたところでございます。したがって、今後、所定の手続を経て、中国産のT C P Pに対して課税を行っていくということになっています。

実際に課税する関税率でございますが、37.2%ということになります。こちら、AD協定上、不当廉売差額率を算定するに当たっては、輸出価格を分母に置いて差額率を算定するわけですが、実際に関税をかけるときには、日本の国境で入ってくるものに対して関税をかけますので、その際には、この輸出価格に海上運賃や保険料等を足し合わせた輸入価格を分母として関税率を計算していくということで、37.2%の関税を課すということになります。

T C P Pについては以上でございます。

○川瀬小委員長 製品差別化やグレードの問題もなく、シンプルな事案のようにお見受けいたしました。それでは、委員の皆様方から御発言をお願いしたいと思います。ビデオをオンにさせていただいて、どなたからでもどうぞ。河辺委員。

○河辺委員 日化協の河辺でございます。本件については、対象国1か国に対し、知り得た中国の供給者が19社。日本国内の生産者が1社ということも、この需給環境の一部を表しているような気がしております。化学産業の分野で1社単独の申請ですが、その企業が正当な措置を求めていただいたことが、課税することが適当であるとの調査結果につながった事例だと実感しております。今後も、引き続きこのような措置を求める行動に出てほしいと願っております。

日化協からは以上です。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。ほか、質疑、コメントございましたら、どうぞ、挙手の上、御発言ください。では、渡井委員、お願いします。

○渡井委員 ありがとうございます。慶應義塾の渡井でございます。

今、御説明をいただきまして、このケースで不当廉売関税を課すということは適切であるという点がとてもよく理解できました。一方で、国内ではこちらの企業様が1社だけということになりますと、競争の確保が難しい市場の状況であるようにも受け取れます。中国以外の海外諸国からの輸入は、限られているのかもしれませんが、市場における競争は確保できるとみてよろしいでしょうか。市場が限られていても、保護主義とは受け取られないという理解でよろしいかどうか、確認させていただければと思います。

○川瀬小委員長 平林室長、お願いします。

○平林特殊関税等調査室長 本件の市場の構造がどうなっているのかということかと思えます。先ほど御説明させていただきましたとおり、国内の企業は大八化学工業1社であるということなのですが、市場占拠率を見たときに、中国産品の市場占拠率は支配的水準であり、大八を除いた場合、ほぼ中国産品が国内市場を占めているという状況で、ほぼ中国産品対国内産品といったような構造が市場全体としては存在しているといった状況でございます。

○渡井委員 ありがとうございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。そのほかの御質問、コメント等ございましたら、挙手をお願いします。宮崎委員、どうぞ、お願いします。

○宮崎委員 日本製鉄の宮崎でございます。御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

本件の措置発動にあたり、NMEを適用し、またファクツ・アヴェイラブルを適用することに異存ございません。理解のために質問させていただきたいと思っております。

先ほど平林室長から御説明いただいた4ページの本邦の産業の状況について、国産品の販売量が足元の5年間で3倍に増え、中国産品の数量は若干少なくなり、中国産品の市場占拠率が5年前の7割から9割ぐらいに減っている。これは要するに、当初は中国産品が国内消費の9割ぐらいを占めていて、それが7割ぐらいに落ち、国産品が1割から3割ぐらいに増えたと想定できます。もともと国内消費のかなりの部分を中国材に奪われていた状況から足元の5年で徐々に回復傾向にあるという理解で良いかどうかを教えていただきたく、また、今回、中国材に40%近いADマージンを課したときに、非常に多くの中国材を買っていた国内の下工程産業から反論等が出ていたのではないかと想定される所、少し補足の御説明をいただけるとうれしいと思っております。

もう一つ、この表において、平成26年度と平成30年度を比較した場合、国産品の販売量

が約3倍になったにも拘わらず、国産品の価格が8割程度に下がったことにより営業赤字になったように見えます。また売上高も250%程度まで上がっており、販売量が3倍になったことと合わせ、赤字になることを想定しにくい状況に見えることから、差し支えない範囲で御説明いただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。平林室長、お願いいたします。

○平林特殊関税等調査室長 ありがとうございます。承知いたしました。

今、宮崎委員から御指摘のあった点でございますが、当然我々は、一つの指標のみで判断しているわけではなくて、15の指標に基づいて全体で判断させていただいているところでございます。

市場占拠率は支配的な水準を維持していたので、相当程度、国産品が中国産の影響を受けているといった状態が既に続いていた現状がございました。

一方で、国産品の販売量が26年度に比べて30年度は206%、2倍近く伸びているのではないかといた話がございますが、左側の図にも書かせていただいたとおり、価格を引き下げつつも販売量の維持を確保しなければならなかったということで、26年度に比べて、さらなる販売量を維持しなければ、申請者の言う限界利益を確保することができなかつたところにつながってくるのかと思います。

また一方で、製造原価のところを御覧いただけるとお分かりになると思うのですが、例えば28年度、29年度は、製造原価のコストが若干下がっていますが、その減少幅以上の国産品の価格の引下げにつながっている。これは中国産品との価格の引き合いによってというところでございます。また、製造原価は30年度においては101%で、29年度に比べてコストが上がったところが見られるわけですけれども、この分を製造原価のコスト上昇分以上の、適切に価格を反映させて、利益を反映させて、価格を設定できているという状況にはございませんでした。したがって、もともと非常に苦しい経営、直截に言えば赤字経営だったところがさらに赤字経営につながってしまい、この表でいえば、相当程度、本当に著しい営業利益の減少が確認されたといったところでございます。

以上でございます。

○宮崎委員 どうもありがとうございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。ほかの委員、特にございませんようなら、次の議題に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

2. 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

○川瀬小委員長　それでは、その次は、韓国産炭酸カリウムに関する調査の開始について、同じく事務局から御説明をいただきたいと思います。では、平林室長、よろしく願いします。

○平林特殊関税等調査室長　大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について、御説明させていただきたいと思います。

まず、炭酸カリウムの申請の概要でございます。今年4月30日にカリ電解工業会から韓国産の炭酸カリウムに対する課税を求める申請書の提出がございました。炭酸カリウムの主な用途は、液晶パネル等のガラス類の原料や中華麺に添加するかんすいの原料などに使われる無機化学品でございます。

韓国からの輸入状況を見ていきたいと思います。過去5年間の輸入量や輸入金額を表した図でございます。一旦平成30年に減少いたしておりますが、増加傾向にあることが見られるかと思えます。また、総輸入量に占める韓国産の割合が8割近くで、相当程度、韓国からの輸入が行われている状況でございます。

この状況を踏まえして、調査開始の概要ですが、まず1つ目、ダンピング貨物の輸入の事実というところでございます。韓国から日本への輸出価格と正常価格を比較すると、その差額率が10%から40%のレンジで発生しているといった主張がなされております。

また、損害の事実は、先ほど御覧いただいたとおり輸入量が増加しております。また、国内需要量に占める市場占拠率についても拡大しているという主張がなされております。また、2つ目のポイントは、常にプライス・アンダー・カッティングの状態が続いていることで、国内販売価格の引下げを余儀なくされている、または十分な引上げが妨げられているといった状況が主張されておりました。したがって、利潤が著しく悪化しているところでございます。

当局といたしまして、これらの主張に対する十分な証拠があると認められましたので、調査開始の必要性があるということで、今年の6月29日に調査を開始いたしました。

今後の調査手続の流れですが、調査は原則として1年以内に終了することとされておりますので、6月29日に調査が開始されて、来年の6月末日までに最終決定を行うことで、現在調査を進めているといったところでございます。

炭酸カリウムについては以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、各委員から、今の御説明につきまして御質問ないしはコメントを頂戴したいと思いますのですが、カメラをオンにしていただいて、こちらから御指名申し上げます。宮崎委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎委員　　たびたび申し訳ございません。日本製鉄の宮崎です。

韓国以外の国からの輸入が20%程度続いているように見えますが、韓国以外の国については申請者からAD調査開始の申請がなかったということでしょうか。これでは、韓国をAD税で止めたときに、ほかの国からの輸入が増える恐れがあるのではないかと感じて、御質問させていただく次第です。

以上です。ありがとうございます。

○川瀬小委員長　　平林室長、どうぞ。

○平林特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。申請書においては、韓国からの輸入に対しての問題提起がなされたところでございます。我々はこの申請に基づいて、現在調査を開始しているところでございますが、先ほどのTCPでも触れさせていただきましたとおり、因果関係を調査するに当たって中国以外も調査をしたところでございます。したがって、今回の炭酸カリウムに対する調査に関しましても、韓国産以外の輸入についての影響がどうであるのかといったところについても、調査の過程では調べていくことになるかと思えます。したがって、現段階では、予断をもって影響があるなしというところはまだ申し上げることができないと思っているところでございます。

○宮崎委員　　ありがとうございます。よく分かりました。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。そのほかの方、コメント、御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。安藤委員。

○安藤委員　　ありがとうございます。今の質問の補足のよう形になるのですけれども、2ページの実質的な損害の事実というところで、国内需要量に占める市場占拠率を拡大したという情報があります。これは、韓国の製品がどれぐらいからどれぐらいにアップしたなどの情報はあるのでしょうか。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。平林室長、どうぞ。

○平林特殊関税等調査室長　　市場占拠率が何%から何%に拡大したと申請書では触れられているのかというところについてですが、この点については、申請書の内容については非公開という形で調査を進めておりますので、この場で具体的な数字を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。安藤委員、今の点はよろしいですか。どうもありがとうございます。

そのほかの方、何かコメント、御質問ございましたら、どうぞ。特段よろしいですか。手は挙がっておりませんようですので。

3. 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する課税期間の延長に関する調査の開始について

○川瀬小委員長 それでは、酸化カリウムの課税延長に関する調査開始について、こちらでもまた平林室長から御説明をいただきます。

○平林特殊関税等調査室長 続きまして、資料3に基づいて説明させていただきます。韓国産及び中国産の水酸化カリウムに対する課税期間の延長に関する調査の開始でございます。

既に韓国産、中国産の水酸化カリウムに対しては、不当廉売関税を課税しているところ、ちょうど4年前、平成28年8月9日から課税を開始しておりまして、来年の8月8日で課税期間を迎えるということでございます。韓国に対しては49.5%、中国に対しては73.7%の関税率を課しております。

水酸化カリウムの主な用途は、液体石けんや洗剤の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液等、幅広い用途に使われている材料でございます。

調査開始の概要は、まず、7月7日、カリ電解工業会から課税期間の延長に関する申請がございました。

申請の概要につきまして、不当廉売されたダンピング貨物の輸入の継続または再発のおそれに関しては、韓国の本邦向けの輸出価格及び中国の第三国向けの輸出価格は正常価格よりも低いという主張がなされています。

水酸化カリウムの輸入量につきまして、平成28年の課税後、結果として韓国の輸入量は減少していましたが、令和元年に増加に転じております。また、中国の輸入量は、平成28年以降は輸入が止まっているという状況でございます。

韓国の本邦向けの輸出価格と、中国の第三国向けというのは、日本に今輸出がされておられませんので、第三国向けの輸出価格を活用しました。いずれも両国の正常価格と比べて低いといった主張がなされております。

韓国及び中国両国の供給者はいずれも余剰生産能力を有しているのだといった主張がな

されており、よって、当該供給国内、中国国内及び韓国国内で吸収できる市場は存在しない、及び、海外においても追加的な供給を吸収できる市場は存在しないのだということが主張されています。

一方で、本邦の産業に与える実質的な損害の継続・再発のおそれに関しては、本邦産業は不当廉売された貨物を引き合いに出された、製造価格の上昇分を販売価格に転嫁できなかった、よって価格の押し下げまたは上昇の妨げを受けているといった主張がなされています。その結果として、営業利益は平成29年以降下降しており、実質的な損害から回復していないとの主張がなされています。

これらの主張に対して、それぞれ添付資料という形で証拠が提出されており、こちらについても当局で検証させていただき、調査開始の必要性があると認められましたので、今年の8月31日に調査を開始したといった流れになっています。

今後の手続の流れについては、先ほどの炭酸カリウムの調査と同様に、原則として1年以内に終了することとされており、来年の夏が終わる頃には最終決定をするというスケジュールで現在調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○川瀬小委員長 平林室長、どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様から御質問、コメントを承りたいと思います。何か御発言がある方はどうぞ。ビデオをオンにして挙手をお願いいたします。河辺委員、どうぞ。

○河辺委員 御質問がなければ、コメントになってしまうのですが、いただいた資料の中で、輸入動向を拝見しますと、平成28年の課税開始によって輸入数量の減少への効果が確認されております。中国からの輸入量がなくなっているところから見ますと、アンチダンピングがなくなった場合、再び韓国から日本に大量の製品が入ってくる危惧というのはどうしても否めないと感じておまして、ぜひ調査を進めていただき、事実確認をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。ほかの委員の皆様、コメント、御質問ございましたら。どうぞ、服部委員。

○服部委員 御説明のところでも税率の変更に関する調査ではないという注意書きをいただいているので、現状での正常価格より輸出価格のほうが低いことについては主張があるということではあるのですが、それに基づいて、ゼロサムという言い方がいいのかあれ

なのですが、現状のまま延長するかどうか判断することを意図されているという理解でよろしいのでしょうか。

○川瀬小委員長 平林室長、どうぞ。

○平林特殊関税等調査室長 ありがとうございます。服部委員のご指摘のとおり、仮に期間が延長することになれば、当然最終決定によって決まることですが、今の49.5%、73.7%の値を継続して課税するということになります。この調査の過程において、そもそもダンピングが行われているのか当局もしっかりと確認しなければいけません。現在、韓国産の輸入貨物の状況と、中国が仮に日本に入ってきたときに、そのおそれがあるのか否かという点についても確認しなければいけませんので、現状、ダンピングが行われているのか、ダンピングのおそれがあるのかというところについて調査をしていくというところで、今回この資料においても申請者から主張がなされたところでございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。服部委員、それでよろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。今の質問については明確に回答いただいてありがとうございます。今おっしゃっていたように、中国産は一応輸入がなくなっている。そういう意味では、この73.7%の課税がなくなったらまた復活するかのおそれを調査されるということなのですが、ちなみに、韓国産と中国産と同じ供給者・系列ということはあるのですか。

○川瀬小委員長 平林室長、どうぞ。

○平林特殊関税等調査室長 前回の調査におきましては、韓国に本社を置く中国の子会社が日本に輸出しているのです、中国産の輸入貨物に対してもアンチダンピング関税を課しているというのが現状です。

○服部委員 ありがとうございます。その意味では、韓国産と中国産は完全に切れているわけでもないという関係も含めて、おそれの認定判断がされていくということになるのかなと思いました。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。三石委員、どうぞ。

○三石委員 水酸化カリウムの輸入量のところで、今回の提言自体は、私は全く異存なく賛成です。なお、この調査では輸入量の動向の中で韓国と中国の二か国を対象としていますが、その他の国の部分も最近はかなり増えています。それらに関しても、適切な競争の中で増えてきているのか、それとも、ダンピングに近いのだけれどもグレーなのかというところを含めて、一緒に見ていく必要があります。貿易は多角的に、片方だけ抑えてい

でも別のところから入ってくるということもありますので、なかなか大変だと思うのですが、調査をしていただければと思います。

○川瀬小委員長　　今のはコメントと承ればよろしいですか。

○三石委員　　それで結構です。

○川瀬小委員長　　分かりました。平林室長、指摘がございましたので、調査に際してはどうぞ御留意いただきたいということで、よろしくお願いします。

○平林特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。

4. アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会の開催状況について

それでは、次の議題に移らせていただきます。アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会を開催しており、先日の第1回目の会合では非常に活発な議論がございました。その開催状況について、平林室長からまず御説明をお願いしたいと思います。

○平林特殊関税等調査室長　　承知しました。アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会の開催について、資料4に基づいて御説明させていただきます。

昨年の12月の産構審小委員会の場で、産業界の委員の方を中心に御指摘があった点、また我々としても常に懸念点として感じていたところについて取り上げていただいたところでございます。このときの問題意識としては、まず、複数の事業者または事業者団体による申請に当たって、意思決定のための事業者間の調整に係るコスト、または価格、収益といったような機微な情報交換に係るコンプライアンス上の懸念が生じるのではないかと。この懸念が申請への萎縮効果につながっており、結果としてアンチダンピングという措置が十分に活用されない幾つかの要因の1つではないかと指摘がなされたところでございます。この問題意識を踏まえて、川瀬小委員長に座長をお願いさせていただき、各先生方にお声がけをさせていただいたところです。

研究会の委員の方々につきまして、神戸大学の川島先生は、通商法と競争法を御専門とされている先生でございます。神戸大学の泉水先生、阪大の武田先生におかれましては、競争法の権威の方でございます。公取委の研究会にもよく御出席され、御発言をいただき、この道の専門の方でございます。また、実業界からの視点で、3名の弁護士の先生方にも

御参加いただいております。先ほど川瀬小委員長から御紹介もありましたが、長島・大野・常松の服部先生、西村あさひの藤井先生、またアンダーソン・毛利・友常の中川先生に御参加いただいております。

今回の研究会の概要は「アンチダンピング措置の概要と申請プロセスについて」を御覧いただければと思います。

申請のプロセスに当たっては、大きく3つの段階に分けて考えられると整理しております。

初期段階として、競争事業者間でAD措置の共同申請について、まず意思疎通が行われるであろうということと、共同申請を検討する際には、必要な最低限の情報交換、ダンピング輸入品に苦しめられているといったような、主に定性的な情報かと思いますが、こういった事実の交換がなされると思います。

次に、中期段階ということで、具体的にその勝算があるのか否かというところを検証してみよう。AD申請ができるのか否かというところについて、より踏み込んで検討してみようということで、販売価格、生産高、国内販売量、売上量、営業利益等、いわゆる機微情報に当たる情報を収集して合算し、検証していくプロセス、ダンピングの情報の収集等が必要になってくるかと思います。

最後の後期段階として、申請書を具体的に作成する段階であると整理しておりまして、その際に必要な損害15指標、ユーザーサイドから輸入品を引き合いに出された情報や、踏み込んだ情報が必要として、3つの段階に分けて整理をしております。

共同申請の仮想事例に関しましては、先ほどの考え方をベースに、我々がよく御相談を受ける内容等を踏まえながら、論点を5つ取り上げて御議論いただいているところでございます。

論点1といたしまして、同業他社間ではどのように申請へのプロセスを進めればいいのかということで提起しております。2点目といたしまして、弁護士費用を極力低く抑えることができないかといったようなコストの面について焦点を当てております。論点3といたしまして、業界としてコンセンサスを醸成するための工夫はないだろうかといったところを論点として上げております。論点④といたしまして、社内の理解を得るためには何が効果的なのか、各事業者内の社内にフォーカスしております。最後、論点⑤でございますが、こちらは業界団体に焦点を当てて取り上げています。具体的に各会員企業に対してどのような付加価値を提供できるのか、公開情報であればいいのか、各企業のデータを丸め

て提供することはいかがなものか、そういった情報をそもそも業界団体で分析するということは、独禁法との関係ではどうなのだろうかといったような問題提起をしながら、コメントをいただいているといったところでございます。

先ほど川瀬小委員長から御紹介がありました、8月26日に既に第1回を開いております。第2回は9月の下旬を考えておりまして、全2回で取りまとめていき、適切な形で公表できればと考えています。

議事要旨のところに移りたいと思います。幾つか主立ったコメントをこの場で紹介させていただきたいと思います。

まず、同業他社との接触についてという論点でございます。リスクを軽減する方法としてはということで、機微情報を交換しないで、公表情報や民間データ会社の有するデータベースを使う、営業部を使わないようにして経営企画部や法務部が他社との間で情報交換する。こういった形であればリスクが軽減できるのではないかとといったような泉水先生の御発言がございました。

また、武田先生からは米国の事例を御紹介いただいております。アメリカの国際事業活動ガイドラインではAD申請についてどこまで競業他社と情報交換することができるのかといった記載がなされているという御紹介がありました。ノア・ペニンソン法理——これは国に対する請願権の考え方を整理したものでございますが——で保護されるのはAD申請に必要な不可欠な情報である。それを超えるものについては保護の対象外になるとの御紹介がありました。また、独禁法の意味の連絡に関する懸念がある場合には、第三者に情報集約、もしくは営業部を情報共有主体に入れない選択肢も考えられるとの御発言もいただいております。

服部先生からの御発言でございますが、M&Aの例と入札の例の紹介がございました。共同申請に当たっての意思確認は、AD申請においてほぼ必須であるということから、前者、つまりM&Aと同様の考え方に整理されるのではないかとといった御発言がございました。

藤井先生からは、ノア・ペニンソン法理について言及がございまして、機微情報の交換を伴わないAD申請の検討は独禁法上問題ないということで、実務上問題があるのは機微情報のやりとりであって、共同で申請をするということのやり取りについては問題ないのではないかとといった考え方が示されております。

川島先生におかれましては、AD申請はそもそも独禁法上の事業活動に当たらないので

はどの御発言もございました。

同業他社との情報共有についてといった論点でございますが、藤井先生から、情報の粒度が1つの重要なパラメータである。例えば具体的な数字を出さないで、方向性または傾向、トレンドといったものにとどめるというのも1つの方法ではないか。現場の声に関しても、通関統計とか輸出国の価格が分かっている中で、輸出国企業の価格に対抗してほしいという話があるかという程度であれば、独禁法にも問題は生じないのではないかとといったような御発言もございました。

また藤井先生の御発言の御紹介でございますが、コストの懸念についての論点でございます。この点につきまして藤井先生からは、AD申請に当たってのコストとベネフィットの比較考量で進めていくべきではないか。先ほど御覧いただきました水酸化カリウムを例に取れば、平成28年から輸入量が減少したといった事例がございますが、ベネフィットが大きければ、社内のリソースを使うことへの理解も得られる。そういった意味で投資といった考え方、感覚を持つことができれば、よりAD申請は活性化されるのではないかと御発言もございました。

最後、事業者団体のAD申請への関与についてというところですが、泉水先生からは、企業が特定されない形で総量や平均値を提供することは問題ないのではないかとのご指摘がございました。

中川先生からは、事業者団体に弁護士を早めに雇ってもらうことが共同申請を進める上で重要になるのではないかと。いずれにせよ生データの統合が重要とのご指摘がございました。

少し長くなりましたが、研究会の内容を御紹介させていただきました。

以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。私も当日、座長として参加させていただきましたけれども、議論されたことの概要は今、平林室長から御紹介があったとおりでございます。ここまで皆様の御協力で予定時間よりも議事が大分早く進んでおりますので、どうぞ自由に御発言ください。中谷委員、御発言ですか。

○中谷（和）委員　　質問とコメントです。質問は、米国において共同あるいは団体のAD申請というのが米国の競争法違反となる例というのは結構あるという理解でよろしいのですか。

コメントは、AD申請は個別企業や団体、業界の利益保護にとどまらず、公正な貿易を

維持するという重要な国益に資する行為となり得るというようなことを経産省で公取委に説明されていると思いますけれども、そのことを公取委が十分理解していただくようにすることが大事なのだろうということで、頑張ってください。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。平林室長、お願いします。

○平林特殊関税等調査室長　ありがとうございます。コメントの点について御紹介させていただきたいと思うのですが、公正取引委員会とはこれまでも何度かやり取りを続けてきたところでございます。特にアンチダンピングの観点から競争当局とこういった形で議論してきたのはあまりないのではないかとということで、アンチダンピングの考え方を一から御理解いただくために、細かく説明をしているところでございまして、うまくビルドアップしていく形でこの研究会に参加していただければと思っております、第2回の9月の終わり頃に開催する研究会においても担当課長に御出席いただいて、本件に関する独禁当局の考え方を御紹介いただく予定になっております。

1点目のアメリカはどういう状況なのかというところ、先ほど武田先生の御発言を御紹介させていただきましたけれども、アメリカにおいてAD申請は、国に対する請願権とほぼ同じということで整理されております。アメリカにおいては、共同申請に当たって、今我々が問題をクリアにしようとしている点について、特に問題になっているわけではございません。したがって、ノア・ペニントン法理で示されている、国に対する請願権の保護という考え方が日本にも導入されてくるのが好ましいことでもありますけれども、少し踏み込んだ発言にはなってしまいましたが、この点についても今、研究会の先生方に御議論いただいているところでございます。

以上です。

○中谷（和）委員　ありがとうございました。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。ほかの委員、御質問、コメントございましたら、ビデオをオンにして挙手をお願いいたします。

○和田委員　よろしいでしょうか。

○川瀬小委員長　どうぞ、和田委員。

○和田委員　経団連の和田と申します。今回から初めて参加させていただきます。よろしくをお願いいたします。

今回、この研究会で御検討いただいているアンチダンピングの共同申請あるいは団体申

請について、問題意識で御説明いただいたとおり、やはり価格や生産量など、非常に機微に触れる話を競争業者同士がやり取りするのは非常に困難だと思っておりますので、どうしてもしたらアンチダンピング申請をきちんと、独禁法上の問題を生じさせずにできるかということについて御検討いただくのは大変ありがたいことだと思っております。

カリ電解工業会が何度もアンチダンピングの申請を近年出しておられると、前半の御説明から認識したのです。このように実際に活用できている団体、しかも100%国内生産者が参加している団体で実際に活用できているという事例を、差し支えない範囲で、具体的にどういう工夫をされてできたのかとか、研究会の先生方が認識されていればいいのですけれども、参考までお伺いしたく。

あと、団体の中には国内生産者だけではなくて、団体のつくりによっては輸入に関わっている業者も団体に参加している可能性もあると思うのです。団体の構成員の中で国内生産者と輸入業者との間で利益相反があつて、団体が場として本当にふさわしいのかどうかという問題があるかもしれないので、そういう場合、どのように気をつけて取り扱うことができるかということについても、御示唆をいただければと思っております。

検討の成果が出されたところで、業界団体の皆さんとか企業の皆さんにも、こういう形でアンチダンピングを申請できるのではないですかということを広報することは非常に重要と思っておりますので、ぜひ広報の機会について御検討いただきたいと思っております。その関係で経団連でお手伝いできることがあれば、もちろん検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。平林室長、よろしく願いします。

○平林特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。カリ電解工業会は、炭酸カリウム及び水酸化カリウムについて、業界団体として申請の求めがありました。カリ電解工業会に加盟している企業のうち、炭酸カリウムを生産している者もしくは水酸化カリウムを生産している者の全てが申請に同意しているということで、結果として、資料にも書いてあるとおり100%という数字になっていますが、こういうケースであれば特に問題は生じないと考えております。どのように意思決定プロセスをしてきたのかということについては、我々は申請代理人、弁護士の先生を立てて調整を図ってきたと聞いております。

先ほど、泉水先生の発言を紹介させていただきましたが、弁護士の先生方に依頼して、情報を弁護士の先生に集約していくということが一番有効な方法であるということで紹介されています。今回のカリ電解工業会においても同じような形で申請を行っているという

のがございます。

当然、法律事務所にお願ひすれば、そこでまたコストが発生しますので、どの時点から弁護士の方に入っていたのか、最初の時点から入っていたのかは論点となります。たまたまカリ電解工業会においては先生を申請代理人ということで相談を最初からしていたのが現状でございます。

業界団体といったときには、全てが生産者であるときもあれば、輸入者の方が入っていたり、様々な企業の方々が同じ業界団体の中でメンバーとして入っていたりなど、様々な状況があるかと思ひます。全体の合意をどう取るかについては、例えばペットボトルの原料、ポリエチレンテレフタレート申請のときは、業界団体というよりは、申請企業が連名という形で申請をしまして、複数の事業者で申請をするときは、業界団体でなければならぬというものではございませんので、幾つかのやり方を工夫しながら申請をされているというのが、少ない件数ではございますが、これまで事例がございます。

○和田委員 ありがとうございます。

○川瀬小委員長 ほかの委員から何か御質問、コメントなりございましたら、お願いいたします。岩城委員、どうぞ。

○岩城委員 アンチダンピングと独禁法の関係というのは大変関心のある領域でございますので、それについての検討が進んでいるというのはすごく心強いと思っております、大変興味深く、今日後半の、詳細な各先生方の意見も拝聴させていただきました。それに関連して、貿易商社の業界団体として、この問題についての関心の観点から3点ほどあるのですが、1つ目は感想です。アメリカの様子を今回聞かせていただいて、すごく理解が深まったというか、幅が広がった感じがございまして、アメリカの対応に加えて、もしそのほかの国、ヨーロッパなど、全然体制が違うかもしれませんが、よく対象相手国になってくるアジアの、それこそ韓国、中国も含めて、各国業界の対応の仕方みたいなもの、それを支える法体系や制度のようなものがもし分かるようでしたら、ありがたいと思ひました。

2つ目は、仮想事例という形で書かれてあった資料が大変分かりやすく、仮想事例といいながら、実際の事例に近いことを想定されたのだと思ひますが、さらに実際の事例として幾つか重なってくると、申請する側の者としては、AD申請に対し申請する気になるためのサイドツールとしてはより充実するのではないかという感じがしましたので、この点についてもぜひ事例集みたいなのをたくさん作っていただければ、非常に理解が進

むかなと思いました。

3つ目は、弁護士に頼むというのはすごくよく分かるのですが、会社の営業部門でなくてコーポレート部門が集まって、機微ではない情報をベースにということでは、やりようによってはできるかもしれないと思う反面、ちょっと危ない橋かもしれないと思う反面でもあります。ここは逆に言いますと、貿易会は実際にはコーポレート部門が集まっているいろいろな議論をしているような団体ですので、もしそこで問題に着手できるのか、それともやはり弁護士に依頼することになるのかというのは、実際の使い方にとってすごく大きな分水嶺になるかと思しますので、この点について検討結果を、もう少し詳しく教えていただければ大変ありがたいと思いました。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。御要望が多かったように聞こえましたけれども、そこも含めて平林室長、何かございましたら。

○平林特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。先ほど武田先生から御紹介のあったアメリカの事例について触れさせていただいたところですが、アンチダンピングの先進国といいますか、最も多くを使っているのがアメリカ、あとEUがその1つかということでは挙げられるかと思います。

御紹介になりますが、先ほどの5ページの武田委員の御発言です。独禁法上の情報公開に関してとはということで、アメリカの司法省とFTCの水平協力ガイドラインや、EUにおいては水平協力ガイドラインで幾つか情報の取扱いについても整理がなされているといったところも、この関連で御紹介させていただきたいと思います。

もう一つは、実際に弁護士の先生を入れなくてはいけないのかといったところについてですが、必ずしもそうではないといったところでございます。これは議事概要なので詳細なところは省かせていただいているのですが、6ページ目の中川先生の御発言を御覧いただければと思いますが、クリーンチームといった表現が出てくるかと思えます。これは机上の理屈だということと、実際にできるのではないかということと、様々な評価はあれ、クリーンチームという形で営業部門の人材を外して、経営企画とか法務部の人間が機微情報に触れない形に入る、もしくはそこに弁護士が同席して議事録を取るなど、幾つかいろいろな、必ずしも弁護士の先生方に入っていないかという議論もなされているところがございます。こういったところについては、何であれば問題なく、何であれば問題かとい

たところは、独禁当局としても示すのがなかなか判然としないところではありますけれども、考え方はいろいろとあるというのは議論の中でもお話ししているところです。

以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。岩城委員、いかがですか。

○岩城委員　　どうもありがとうございました。引き続き、検討状況なりをフィードバックしていただくのは大変ありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。ほかの委員、何か御質問ありましたら、あるいは御意見ございましたら。河辺委員、どうぞよろしくをお願いします。

○河辺委員　　質問や要望ではないのですが、コメントとしまして、こちらの研究会につきましては、経産省のホームページで拝見しまして、非常に興味を持っておりました。この研究会を歓迎する意向を持っておりまして、ますます議論が深められることを期待しています。また、公開される資料とか、講演会などを開催されるような予定がございましたら、ぜひ会員企業に情報共有したいと思っております。個社で180社弱でございますので、より多くの一般の方々に知っていただく機会を提供できればと考えている次第です。

以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。ADの申請に関してはいろいろ広報活動を私も過去何年かにわたってお手伝いしておりますので、またその機会にでもこの成果をフィードバックするという事で、平林室長、よろしいですか。

○平林特殊関税等調査室長　　そうですね。ありがとうございます。近々広報させていただこうと思っているのですが、10月27日にウェビナーという形で、具体的な申請に向けた方法、我々のホームページにあるいろいろなツールをこのように活用していただくと簡単にできますよ、これを相談にまずはつなげる意味で、ぜひ使ってくださいといったようなウェビナーを開催しようと思っているのですが、その際にも今回の研究会の成果も併せて御紹介したいと思っております。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。手が挙がっております。三石委員、お願いします。

○三石委員　　研究会自体は私も非常に興味深く見させていただきました。内容をどんどん深めていただいたら良いと思います。何年か委員を継続して気がついたのは、いただいた最後の資料の10ページに出ています世界・日本におけるアンチダンピング措置の活用状況というところです。頑張ってくださいていることは十分分かるのですが、まだ被発動件

数に対して実際の発動件数が非常に少ない。この部分はなかなか大変かと思えます。

私のコメントは、農林水産物についても少しどこかで御検討いただけないかなということです。例えば今、農林水産省との協力の上で、国を挙げて日本産の農林水産物を外に輸出しようとしています。一方、去年の今ごろ、フィリピンの農業団体が外国産の米に対して不当廉売の調査要請を出しています。日本が思い切って農林水産物を出したときに、日本産のものはかなり付加価値がついていて高いのですが、それでも先のようなことが起こり得る。それから、海外から製造業の工業製品以外にも農産物がたくさん入ってきたときに、これにアンチダンピング措置を適切に活用しないと、長期的に日本の農産物がなくなってしまいます。こういうこともあり得ます。ですから、工業製品と同時に、ぜひそこは経済産業省と農林水産省でうまく共同して、農産物に関しても適用できるはずですので、流れをうまく作っていただきたいというコメントです。

以上です。

○川瀬小委員長 北米のケースですけれども、例えばトマトですとか、ニンニクなどWTOに上がってきている案件でも、オリーブオイル、オレンジジュース、牛肉、お米などのケースはいっぱいありますので、可能であれば農水省とそういう連携を取って制度活用していただくということもぜひ考えていただけたらいいと思います。

そのほかの委員から何かコメント、御質問ございましたら、宮崎委員。

○宮崎委員 どうもありがとうございます。御存じのとおり鉄鋼業界では、AD申請の検討は行っているものの正式なお願いに上がったことがない中ですが、今後も日本国内で鉄鋼生産を継続するためにAD措置を活用させていただきたいと思っていますので、このような研究会の中で独禁法との関係を整理いただくことは、著しく大きな影響があり、大変にありがたいと考えています。ほかの方々からもお話がありましたとおり、ぜひとも、社内のどの職場の人間が、いつ、どの情報までを日本他社と情報交換した上で、ADに向けた検討を行って良い、という辺りのところまでのメルクマールを示していただけるとありがたいです。日本鉄鋼連盟の中に公正貿易委員会という組織があり、毎月の輸入状況などをモニタリングしていますが、一步進めて、弁護士の先生に御相談に行く前に、少し詰めたところでの打合せをしたいというニーズがありますので、具体的なアドバイス、御示唆をいただけるとありがたいと思っています。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。渡井委員、どうぞ。

○渡井委員　私も関連して、一言だけ感想を申し上げたく思います。AD共同申請の仮想事例を挙げて頂いたのは、既にお話に出ておりますように、非常に分かりやすいものであると思います。結局は、どこまでのことをすると独占禁止法に抵触するのかが分かりにくいという点が問題であると思いますので、イメージとしては、ノーアクションレター制度のような形で、公正取引委員会に対してということになってしまうのかもしれませんが、申請をする側からのアクセスを可能にして、それに対して分かりやすい説明が得られるという制度、あとは広報がやはり大切なのではないかという印象を持ちました。

以上でございます。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。そのほか、コメント、御質問ございましたら、どうぞ御自由に。よろしいですか。

それでは、これで事務局で用意いたしました議事は全てということになりますが、そのほか含めまして、風木部長、どうぞ。

○風木貿易管理部長　独禁法のクラリフィケーションの話が非常に活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。経団連の和田委員、貿易会の岩城委員、日化協の河辺委員、日本製鉄の宮崎委員ほか、先生方、団体の方々からも非常にサポータティブな御意見をいただきましたので、これはぜひ貿易管理部全体としても、しっかり広報と分かりやすい事例の公表を、公取委とも次回連携してやることになっていきますので、進めたいと思います。これまで取り組んでこなかったのが不思議で、ノア・ペニンソン法理は昔から、20年以上前から出ていた話だと思いますが、まさに時宜を得ているのではないかと思いますので、これはいいきっかけにしたいと思っておりますので、ぜひ座長を含め、御協力いただきたいと思っております。

それから、三石委員からあった農産物の話も実は長年の課題で、かつてセーフガードも暫定まではトライしたことがあって、私どもとしても実は人事交流などもして、かつて農水省にもいろいろな働きかけをしたり、逆に働きかけをもらったりして、今日の御指摘もありましたので、また具体的に連携を私のところでも進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。もし先生のほうからこの品目だとか御示唆があれば、それはそれでまたしっかりつないでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。これで議題は全てでございます。ほかに何か、

委員の皆様方から、今日の議題に関係しまして全て、どうぞ何でも御発言ください。よろしいですか。事務局のから何かございますでしょうか。

○平林特殊関税等調査室長　　ございません。

○川瀬小委員長　　本日は、長い時間活発な御議論をどうもありがとうございました。またこの委員会で引き続き議論をさせていただきたいと思います。では、これをもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。